

施設基準 院内掲示

当院は保険医療機関です。屋内禁煙を実施しています。

基本診療料の施設基準

■ 明細書発行体制等加算

電子情報処理組織を使用した診療報酬請求を行っており、算定した診療報酬の区分、項目の名称及びその点数又は金額を記載した詳細な明細書を患者様へ無料で交付しています。

■ 時間外対応加算 1

標榜時間外、当院通院中の患者様からの電話等による問い合わせに応じます。当院へのご連絡は 0863-31-3400 へご連絡下さい。診療時間外の場合は、院長の携帯電話へ転送されます。原則として当院で対応致しますが、やむおえない事情で対応できない場合は、下記の医療機関と連携しています。
→ 連携保険医療機関 「玉野市民病院」

■ 医療情報取得加算

- ・オンライン資格確認を行う体制を有しています。
- ・当院へ受診された患者様に対し、受診歴・薬剤情報・特定健診情報その他必要な診療情報を取得・活用して診療を行っています。

特掲診療料の施設基準

■ 糖尿病合併症管理料

糖尿病治療及び糖尿病足病変の診療に従事した経験を5年以上有する専任の常勤医師、糖尿病足病変患者の看護に従事した経験を5年以上有する専任の看護師であって、糖尿病足病変の指導に係る適切な研修を修了した者を配置しています。

■ 人工腎臓（慢性維持透析を行った場合 1）

- ・透析用監視装置の1台当たりの患者数割合が3.5未満に該当しています。
- ・関連学会から示されている基準に基づき、水質管理を適切に実施しています。
- ・透析機器安全管理委員会を設置し、その責任者として専任の医師、又は専任の臨床工学技士を1名以上配置しています。

■ 導入期加算 1

関連学会の作成した資料又はそれらを参考に作成した資料に基づき、患者様ごとの適応に応じて、腎代替療法について、患者様に対し必要な説明を行っています。

■ 透析液水質確保加算／慢性維持透析濾過加算

月1回以上の水質検査を実施し、関連学会から示されている基準を満たした血液透析濾過用の置換液を作製し、使用しています。

■ 下肢抹消動脈疾患指導管理加算

当院では、慢性維持透析を実施している全ての患者様に対し、下肢抹消動脈疾患に関するリスク評価・指導管理を行い、検査の結果、専門的治療が必要な場合は、患者様やご家族に説明を行い、同意を得た上で、下記の連携保険医療機関へ紹介を行っています。
→ 連携保険医療機関 「心臓病センター 榊原病院」

■ 生活習慣病管理料（Ⅰ）及び（Ⅱ）

当院では患者様の状態に応じ、28日以上 of 長期の投薬が可能であること、リフィル処方箋を交付すること、のいずれの対応も可能ですが、当院では主に長期の投薬をご案内しています。